

国家知識産権局御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
法務・知的財産運営委員会

## 「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法（意見募集稿）」に対する意見

該当箇所	修正提案	修正理由
全般	<p>本弁法は、全般的に、人民法院の訴訟判決を待たずに、国家知識産権局の判断や行政裁決のみで、事件処理の進行や行政裁決の執行などができるように規定されている。</p> <p>しかし、当事者が、国家知識産権局の判断や裁決について人民法院に提起して争っている訴訟期間中は、処理手続の進行及び行政裁決の執行は中止・延期とすべきであり、そのように各規定の修正を要望する。</p>	<p>社会公衆に及ぼす影響の大きな重大な専利権侵害紛争について、事件処理の進行や行政裁決の執行を、人民法院の訴訟判決を待たずに、国家知識産権局の判断や行政裁決のみで可能と規定していることは不適切である。</p> <p>専利権紛争について、人民法院と独立して事件処理や行政裁決執行できることは、専利権紛争処理機関が中国国内に独立して2機関存在することになり、中国国内の専利権紛争処理を混乱させるものである。特に、重大な専利権侵害紛争については、その行政裁決の執行が社会公衆に及ぼす影響が大きいことから、セーフティーバーとして人民法院での訴訟期間中は処理手続及び行政裁決の執行は中止・延期とすべきである。</p>
第三条	<p>(二)「業界」とあるが、単なる「業界」では範囲が曖昧であることから、「社会公衆に及ぼす影響の大きい」などのより明確な定義を付加することを要望する。</p> <p>(三)「省・自治区・直轄市を跨ぐ」との記載だけでは不明瞭であることから、「紛争発生地が2つ以上の省・自治区・直轄市を跨ぐ」と修正することを要望する。</p> <p>(四) について削除を要望する。</p>	<p>(二)「業界」には、大小様々な規模の業界がある。単に「業界」との規定であると、社会・経済に及ぼす影響の小さな小規模の業界であっても規定に含まれてしまうことから不適切であり、より明確な定義を付加すべきである。</p> <p>(三) 単に「省・自治区・直轄市を跨ぐ」の規定では不明瞭であるので、「専利行政法執行弁法」第五条のように、「紛争発生地が2つ以上の省・自治区・直轄市を跨ぐ」と修正すべきである。</p> <p>(四) 規定する内容が不明瞭であるため、第</p>

		三条の他の要件と関係なく、国家知識産権局の裁量で「重大な専利権紛争」と決定できてしまうことから不適切である。職権乱用とならないように削除すべきである。
第五条	「第三条の状況に合致する関連証明資料」として該当する証明資料を例示することを要望する。	「第三条の状況に合致する関連証明資料」に該当する証明資料とは、どのような証明資料なのか不明瞭である。
第六条 第七条	第六条に「全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件」、第七条に「事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当」と規定されるが、「全国的に重大な影響」を及ぼす事件の定義が不明瞭である。第三条に基づいて判断されるのであれば、第六条と第七条に各々「第三条に基づき」と追記することを要望する。異なる判断基準があるならば、それを明確に規定することを要望する。	第六条に「全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件」、第七条に「事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当」と規定されるが、第三条には「全国的に重大な影響」とは規定されないため、第六条と第七条に規定される事件の判断基準が明確ではない。 特に、第六条は国家知識産権局、第七条は省・自治区・直轄市の専利事業管理部門が各々判断するので、定義を明確にしないと判断が異なってしまう恐れがある。
第九条	「事件処理担当者の忌避については、事件処理担当部門の主要責任者が決定する。」とあるが、決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。	事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。
第十条	下記修正（下線部分の追加及び取消線部分の削除）を要望する；  「国家知識産権局は、立件日から 5 営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に発送し、それらを受領した日から <del>15</del> <u>30</u> 日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数分の答弁書の副本を提出するよう要求しなければならない。」	重大な専利権侵害紛争であると認められた件は、通常の紛争に比べて検討に要する時間も長いと考えられるため、答弁期間に猶予が与えられて然るべき。 なお、本弁法第六条には「事案が特に複雑な場合又は他の特殊な状況がある場合、承認を経て、立件期間を 15 営業日延長することができる」とあるように、国家知識産権局側の猶予は認められている。
第十一条	「請求人が同意しない場合、その他の当事者を第三者として追加することができる。」とあるが、誰が追加を決定できるのか明確に規定することを要望する。	「請求人が同意しない場合、その他の当事者を第三者として追加することができる。」とあるが、被請求人が独自の判断で追加できるのか否かが不明瞭である。誰が追加を決定できるのかを明確にすべきである。
第十二条	下記修正（下線部分の追加及び取消線部分の削除）を要望する；	被請求人にとって、自己の工場等に立ち入られて現場検査を受けたり、質問や調査を

	<p>「当事者が確かに客観的な事由により関連証拠を収集することができない場合、書面にて国家知識産権局に調査・証拠収集をするよう請求することができる。<u>当該請求がなされた場合、国家知識産権局は、立証されるべき事実の有無を判断するために被請求人当事者が所持又は管理する関連証拠の調査・収集が必要であり、被請求人当事者が事件の対象となっている専利権を侵害したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、請求人当事者が自ら又は他の手段によっては当該関連証拠の収集を行うことができないと認められるときに限り、請求に応じて、関連証拠を調査・収集することができ、職権により関連証拠を自発的に調査・収集することもできる。</u></p> <p><u>ただし、当該関連証拠の収集に要すべき時間又は調査・収集を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。」</u></p>	<p>受けたりするのは、大きな負担を強いられることになる。</p> <p>そのため、次の何れかに該当する場合には認められるべきではないと考える。</p> <p>①証拠の収集が必要でない場合  ②侵害の蓋然性が存在しない場合  ③請求人において他の手段で容易に証拠入手できる場合  ④被請求人に不相当なほどに大きな負担を強いる場合</p>
<p>第十四条</p>	<p>1) 「協議が成立しなかった場合、国家知識産権局が指定する。」とあるが、決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。</p> <p>2) 「鑑定費用は・・・処理決定が下された時に責任者が負担する。」とあるが、「責任者」とは誰を指すのか明確に規定することを要望する。</p>	<p>1) 事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。</p> <p>2) 「鑑定費用は・・・処理決定が下された時に責任者が負担する。」とあるが、「責任者」の定義が不明瞭である。</p>
<p>第十五条</p>	<p>「技術調査官は、・・・関連分野の技術者から選出することができる。」とあるが、第九条の「事件処理担当者の忌避」と同様に、当事者が忌避を申請できることの追記を要望する。</p> <p>併せて、事件処理担当者による決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。</p>	<p>「技術調査官」は当事者と利害関係を有する場合もあるので、当事者からの申請により忌避できるようにすべきである。</p> <p>また、事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。</p>

<p>第十七条 第二項</p>	<p>(一) について削除を要望する。</p> <p>「(二) 無効宣告手続において、既に当該実用新案又は意匠専利に対し有効を維持する旨の決定を下されている場合」とあるのを「無効宣言手続及びその後の人民法院への訴訟手続において、既に係争専利権に対し有効を維持する旨の決定が確定している場合」と修正することを要望する。</p> <p>(三) について削除を要望する。</p>	<p>(一) 「請求人の発行した検索報告書又は専利権評価報告書」は専利権の有効性を確定するものではないことから、検索報告書又は専利権評価報告書を基にして、事件処理担当者が事件処理の継続や中止を判断すべきではない。</p> <p>(二) における「無効宣言手続」は、実用新案と意匠専利だけを対象にしているが、事件処理の継続や中止は、発明専利の無効宣言手続についても対象にして規定すべきである。</p> <p>また、専利権（発明・実用新案・意匠）の有効性は、国家知識産権局による無効宣言手続での維持の決定後に、当事者が人民法院に提訴した場合、人民法院の訴訟判決によって確定するものである。最終確定ではない国家知識産権局の無効宣言手続の決定だけで、事件処理の継続や中止を決定すべきではない。</p> <p>(三) 「当事者の中止理由が明らかに成立しない場合」の規定は不明瞭であり、事件処理担当部門の裁量の範囲が広すぎる。</p> <p>また、そもそも事件処理の中止を当事者が請求できることも規定されていないので、規定として整合していない。</p>
<p>第二十一条</p>	<p>「法律に規定する場合を除き、訴訟期間中、行政裁決の執行を停止しない。」について以下の通り要望する。</p> <p>1) 「法律に規定する場合」とあるが、関係する「法律」がどの法律を指すのか明記することを要望する。</p> <p>2) 「訴訟期間中、行政裁決の執行を停止し</p>	<p>1) 「法律に規定する場合」とあるが、どのような法律を指しているのか不明であるので、行政裁決の執行が停止しない場合が想定できない。どのような法律を指しているのか明確にすべきである。</p> <p>2) 「<u>中華人民共和國民事訴訟法</u>」第二百三</p>

	<p>ない。」とあるを 「訴訟期間中、行政裁決の執行を停止しない。但し、被請求人が担保を提供した場合は執行を猶予し、執行の期限を訴訟判決の確定まで延長する。」と修正することを要望する。</p>	<p>十一条にも執行の規定があるが、同法と第二十一条は異なる規定となっているため、紛争解決に混乱が生じる恐れがある。第二十一条の規定は同法を概ね準用して規定すべきである。同法第二百三十一条を概ね準用し、被請求人が担保を提供した場合、訴訟判決の確定までは執行を延長するよう規定すべきである。</p> <p>※参考 「<u>中華人民共和國民事訴訟法</u>」第二百三十一条 「執行において、被執行人が人民法院に対し担保を提供し、且つ、執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、及び執行の期限を暫定的に延長することができる。」</p>
--	--	--

(以上)